

香川県養鶏防疫緊急対応強化事業の Q&A

問1 本事業の趣旨を教えてください。

本事業は、令和2年11月5日以降に県内で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、養鶏農家等の飼養衛生管理基準を調査する中、野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕に対する対策が遅れていることが確認され、防疫対応を強化する必要があるため、養鶏農家等が設置する野生動物の侵入防止対策に要する費用を支援するものです。

問2 補助対象となる経費は、どのようなものですか。

補助対象となる経費は、次の2つの条件を満たすものです。

- 1 本県で令和2年11月5日に、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、野生動物侵入防止対策に要した経費
- 2 家畜保健衛生所の家畜防疫員が、野生動物の侵入防止対策として、必要な対策と認める経費とします。

なお、補助対象経費は、令和2年11月5日から令和3年3月25日までに、発生し、支払いが完了した経費であって、証拠書類等により補助対象経費として確認できるものに限られます。工事、納品の遅れなどにより、完了しない場合は御相談ください。

同一事業者が、同一内容で、本制度以外の国、県などの補助事業等に採択されている場合は、本事業では採択いたしません。

問2-1 具体的にどのような対策が補助対象になりますか。

補助の対象とする対策は、家きん舎に野生動物の侵入を防止するための資材の設置又は修繕とします。

設置とは、これまで対策をしていなかったものを新たに取り付けることとし、修繕とは、既に設置している対策の破れや損傷、不具合を直すこととします。

なお、野生動物の侵入防止対策のための補助対象となる施設は、家きん舎のみとします。

【補助対象の例】

	侵入場所の例	対策の例
1	家きん舎の開放箇所	網目が 2cm 以下のネットを設置する。
2	家きん舎の配管等の引き込み口	配管の隙間に忌避剤入りのパテ等で塞ぐ。 防鼠ブラシを設置する。
3	家きん舎のドア、シャッター等の隙間 屋根、壁、網等の穴	防鼠ブラシを設置する。 ドア、シャッター、屋根、壁、網等を修繕する。

野生動物の侵入防止対策として、「殺そ剤等の毒餌」は、野生動物が毒餌を摂取後も家きん舎内に侵入する可能性があるため、補助対象となりません。このため、粘着シート、捕獲器、案山子、カラスの模型、爆発音、光、忌避剤などによる間接的な防除対策は補助対象とはならず、物理的に家きん舎の侵入路を網や板等で塞ぐ防除対策のみ補助対象とします。

また、単なる取替え更新の網や機械装置等の購入は補助対象となりません。

問 3 補助率や補助上限額等の制限はありますか。

補助率は補助対象事業費の 4 分の 3 以内です。ただし、1m² 又は 1 か所当たり 20 千円を上限とします。また、1,000 円未満の金額は切り捨てとなります。補助上限額は 300 千円です。

【計算例】

見積額 300 千円で、設置面積 100 m² の防鳥ネットを家きん舎に設置する場合の計算例です。

(1) 見積額：300 千円 × 3/4 = 225 千円

(2) 設置面積：100m² × 20 千円 / m² = 2,000 千円

(3) 補助上限額：300 千円

→ (1) から (3) のうち、最も低い金額 (225 千円) が補助金額となります。

問4 修繕するための資材の購入後、資材を設置してもらった場合の費用は補助の対象になりますか。

資材の設置費や運送費も補助対象となります。

問5 交付申請書等の事業費積算及び事業費の根拠資料とはどのようなものですか。

1 交付申請時に必要なもの

① 1 者の見積書

※交付申請時点で、支払済みの経費については、見積書の写しと領収書の写し。見積書が徴取できない場合は、ホームページやカタログ、料金表等の価格の妥当性が判断できる書類を添付してください。
見積書や領収書に補助対象外の経費が含まれる場合は、補助対象となる経費がわかるように「補助対象」という表記を記してください。

② 物品を購入する場合は、その概要がわかるカタログ等

2 実績報告時に必要なもの

① 見積書

1 農場当たりの金額 (税込)	契約方式	備考
40 万円超	2 者以上見積り	
40 万円以下	1 者以上見積り	ホームページ、カタログ、料金表等の価格の妥当性が判断できる書類を添付してください。

② 納品書、完了報告書

物品やサービスなどを受け取った、又は完了したことが確認できる書類

③ 請求書

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

④ 領収書

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な書類

※補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。

問6 事業に関する交付申請書等の書類は、いつ、どこに提出すれば良いですか。

1 受付期間

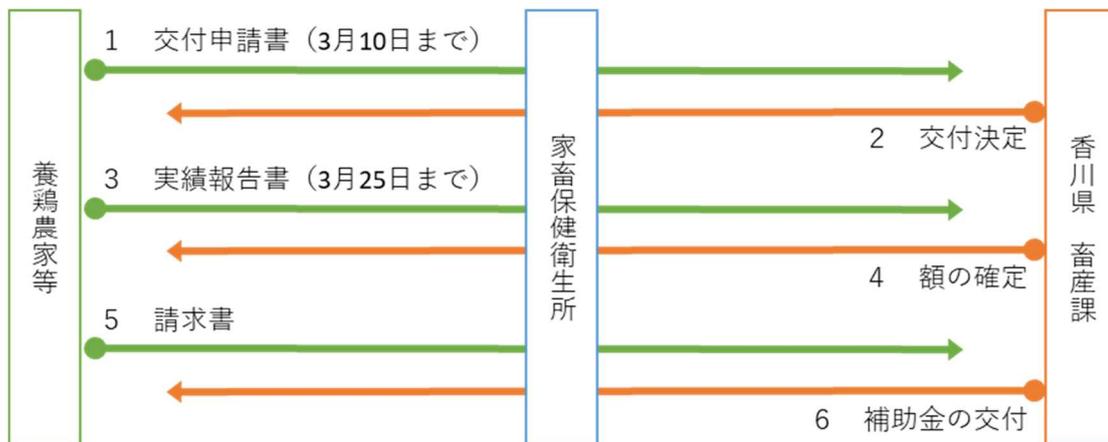
令和3年2月18日（木）から令和3年3月10日（水）

※土日、祝日は除く。

2 受付場所

交付申請書等の書類は、事業実施主体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に提出してください。なお、事業実施主体が、複数の農場で事業をする場合で、それらの農場が、東部家畜保健衛生所及び西部家畜保健衛生所の両家畜保健衛生所の管轄となる場合は、事業実施主体の住所地を管轄する家畜保健衛生所へ一括して申請してください。ただし、他方の家畜保健衛生所へその写しを提出してください。

	家畜保健衛生所名	管轄地
1	東部家畜保健衛生所	高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡
2	東部家畜保健衛生所 小豆支所	小豆郡
3	西部家畜保健衛生所	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
4	西部家畜保健衛生所 西讃支所	観音寺市、三豊市



※交付決定前着手、変更承認、事業遅延、概算払等に関する書類を提出する場合も、家畜保健衛生所を経由して、提出してください。

【参考】

飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）（令和2年10月）（抜粋）

<p>〔野生動物に関する事項〕</p> <p>24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p>	<p>24 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該施設の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること</p>
<p>25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p>	<p>25 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること</p>
<p>26 ねずみ及び害虫の駆除</p>	<p>26 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること</p>